

介護等体験Q & A

Q	教員免許状取得に介護等体験は必須ですか？	⇒	A	中学校免許状の取得希望者は、介護等体験が必須です。
---	----------------------	---	---	---------------------------

Q	介護等体験を行うためにはどのような手続きが必要ですか？	⇒	A	体験前年度の11月～12月頃にされる「介護等体験前年ガイダンス」を必ず受講してください。ガイダンス未受講者は、翌年度の介護等体験に派遣できません。
---	-----------------------------	---	---	---

Q	介護等体験を行うための条件はありますか？	⇒	A	介護等体験派遣基準として設定されている以下①～③を満たす必要があります。 ①学部 3 年次以上であり、本学の教職課程において中学校免許状の取得を希望し、体験前年度までに KONECO で中学校免許教科の課程・講座登録を行っていること。 ②「教職入門」の単位を体験前年度までに修得していること。 ③「特別支援教育」の単位を体験当年度に履修していること、または体験前年度までに修得していること。 ※上記①～③のほか、ガイダンス等の必要手続きを漏れなく行っていること等、様々な条件があります。
---	----------------------	---	---	--

Q	介護等体験はどこで・何日間行われますか？	⇒	A	東京都内に所在する特別支援学校で 2 日間、社会福祉施設で 5 日間行います。
---	----------------------	---	---	---

Q	介護等体験は何年次生で行うものですか？	⇒	A	介護等体験は原則として 3 年次生で行いますが、4 年次生であっても体験可能です。
---	---------------------	---	---	---

Q	介護等体験が実施される時期はいつですか？	⇒	A	〔2023 年度実績〕 ※あくまで参考、年度によって例外あり。 （特別支援学校）6 月～12 月 （社会福祉施設）8 月～12 月
---	----------------------	---	---	---

Q	介護等体験の費用はどれくらい必要ですか？	⇒	A	介護等体験費 13,000 円（主に体験先に支払います）に加えて、その他の費用が必要となります（健康診断証明書代、体験先までの交通費、期間中の昼食代等）。
---	----------------------	---	---	--

Q	介護等体験ではどのようなことを行うのでしょうか？	⇒	A	体験先の学校・施設によって体験内容は異なりますが、おおむね以下のような体験内容です。体験を通じてコミュニケーションをとることを各自模索して試みるのが大切です。 〔特別支援学校〕平常授業・学校行事（文化祭・運動会・校外学習等）・部活動への参加。生徒と交流・介助等を行う。 〔社会福祉施設〕介助や介護（補助）、施設利用者との交流・作業。施設によっては、施設利用者と商品製造作業に参加し、商品販売のお手伝い等も含む。
---	--------------------------	---	---	--

Q	介護等体験が免除される場合はありますか？	⇒	A	次の①～④のいずれかに該当する者は、体験免除となる場合がありますので、早めに教務部②番窓口へご相談ください。 なお、体験免除となる場合でも、「介護等体験前年ガイダンス」は受講必須です。 ①既に大学等において、小・中学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者（短大からの編入学生で、中学校の 2 種免許状をすでに取得している者等）。
---	----------------------	---	---	--

			②介護等に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者(次の免許または資格の既取得者:「保健師」「助産師」「看護師」「准看護師」「特別支援学校の教員」「理学療法士」「作業療法士」「社会福祉士」「介護福祉士」「義肢装具士」)。 ③身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者(身体障害者手帳に障害の程度が1級から6級であると記載されている者)。 ④本学社会学科社会福祉学専攻の学生で、社会福祉士・精神保健福祉士の資格取得を目指し、現場実習に参加する予定のある者、または参加した者。 ⑤過去に社会福祉施設等で勤務した経験のある者(ボランティアは対象外)。
--	--	--	---

Q	在学中に留学・休学を考えています。介護等体験との両立は可能ですか？	⇒	A	留学・休学期間中に介護等体験を行うことはできません。留学・休学を考えている場合は、早めに教務部②番窓口へご相談ください。
---	-----------------------------------	---	---	--

Q	介護等体験期間と授業が重なった場合、介護等体験は公欠として扱われますか？	⇒	A	本学に公欠制度はありません。介護等体験による欠席の取り扱いは、科目担当教員によって異なります。体験当年度に配付する「授業欠席届」を教員へ提出し、判断を仰いでください。
---	--------------------------------------	---	---	---

Q	介護等体験期間の決定後、旅行の予定が入りました。期間の変更は可能ですか？	⇒	A	旅行や部活動、サークル活動、アルバイト、就職活動等、私事都合を理由とした日程変更は、原則できません。ただし、定期試験(授業内試験を含む)や各種実習、体調不良等やむを得ない場合は、速やかに教務部②番窓口へ申し出てください。
---	--------------------------------------	---	---	--

Q	体験先・体験期間はどのように決定しますか？	⇒	A	特別支援学校は東京都教育委員会、社会福祉施設は東京都社会福祉協議会が体験先・体験期間の調整機関となります。体験先・体験期間を学生自身が選択することはできませんが、大学届出住所から可能な限り近い場所での体験となるよう調整しています。
---	-----------------------	---	---	---

Q	体験先・体験期間はいつ発表されますか？	⇒	A	例年 7 月中旬頃に発表しています。ただし、一部の体験先ではそれ以前の体験となる場合があるため、該当者には個別に連絡します。
---	---------------------	---	---	--